

② 身体障害者療護施設

(A区分)

27項目中25項目で2点該当者が過半数を占めている。生活動作等支援においては、全項目について2点該当者が過半数を超えており、特に「入浴の介助又は入浴中の見守り」「医療処置、受診等に関する援助」「入浴の準備及び後片付けに関する支援」の項目では極めて高い割合になっている。社会参加等支援においては、「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応」「外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援」の項目について2点該当者の割合が非常に高い。一方、「退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援」「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」の2項目については、2点該当者の割合が少ない。

(B区分)

各項目ともA区分と比べて、2点該当者の割合は低いが、傾向としてはA区分と同様の傾向となっている。なお、「食事の準備及び後片付けに関する支援」「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」「退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援」の各項目については、0点該当者の割合が3分の2以上を占めている。

③ 身体障害者授産施設（入所）

(A区分)

2点該当者の割合が非常に高い項目（「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」「医療処置、受診等に関する援助」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。以下同じ。）」等）がある一方で、極端に低い項目（「屋内での移動の介助」「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」）があるのが特徴である。また、他の施設支援と比べて生活動作等支援において、2点該当者の割合が低い。社会参加等支援においては、「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」「就職先の選定及び就職先との調整に関する支援」以外は、2点該当者が過半数を超えている。

(B区分)

「退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援」を除く全項目について、2点該当者の割合は4割以下となっている。生活動作等支援においては、「屋内での移動の介助」「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」「入浴の準備及び後片付けに関する支援」について0点該当者の割合が高い。社会参加等支援においては、「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」で0点該当者が多く、「作業の準備及び後片付けに関する

支援」で2点該当者が少ない。

④ 身体障害者授産施設（通所）

（A区分）

生活動作等支援においては、「屋内での移動の介助」を除き、2点該当者の割合が過半数を超えている。社会参加等支援においては、「作業内容の理解に関する支援」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」「退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援」で2点該当者の割合が9割を超える一方、「集団生活等における不適応行動に関する支援」「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」で0点該当者の割合が過半数を超えている。

（B区分）

生活動作等支援においては、2点該当者は概ね2割程度となっており、「健康管理に関する支援」では3割強と比較的高い。中でも、「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」については、0点該当者の割合が8割程度と高くなっている。社会参加等支援においては、「作業内容の理解に関する支援」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」「就職先の選定及び就職先との調整に関する支援」について2点該当者の割合が比較的高い一方で、「集団生活等における不適応行動に関する支援」「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」において0点該当者の割合が高い。

⑤ 知的障害者更生施設（入所）

（A区分）

生活動作等支援においては、「衣類、身の回り品等の管理に関する支援」「医療処置、受診等に関する援助」「医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援」「金銭管理に関する支援」について、2点該当者の割合が高くなっており、「衣服の着脱の介助」「起床及び就寝の働きかけ」では比較的低くなっている。社会参加等支援においては、「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」の割合が特に高いほか、その他の項目でも概ね5割程度を超えている。

（B区分）

生活動作等支援において、「金銭管理に関する支援」「衣類、身の回り品等の管理に関する支援」について2点該当者の割合が比較的高い一方で、「衣服の着脱の介助」「起床及び就寝の働きかけ」「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」では2点該当者の割合が低くなっており、0点該当者の割合が7割を超えている。社会参加等支援においては、「余暇活動及び地域の活動への参

加等に関する支援」の項目について、A区分同様2点該当者の割合が高くなっている。一方、「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」「自閉症等による対人関係に関する問題への対応」の項目について0点該当者の割合が高くなっている。

⑥ 知的障害者更生施設（通所）

（A区分）

生活動作等支援において、すべての項目について2点該当者の割合が過半数を超えており、「医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援」「医療処置、受診等に関する援助」の項目について2点該当者の割合が特に高い。社会参加等支援においては、「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」「日常生活における不安、悩み等に関する相談援助」以外の項目について、2点該当者の割合が過半数を超えており、「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応」の項目について2点該当者の割合が特に高い。

（B区分）

生活動作等支援においては、全ての項目について2点該当者の割合が2割から3割程度となっている。社会参加等支援においては、「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」「日常生活における不安、悩み等に関する相談援助」「外出、買い物等に関する支援」の項目について2点該当者の割合が低く、「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」「代筆、電話の仲立ち等の支援」の項目において0点該当者の割合が高い。また、1点該当者の割合が2割から5割の間を示している。

⑦ 知的障害者授産施設（入所）

（A区分）

生活動作等支援においては、2点該当者が「屋内及び屋外での移動の介助」「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」「排せつ行為に関する支援」の項目において2点該当者の割合が2割以下と低くなっている一方で、「金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援」「医療処置、受診等に関する援助」の項目について2点該当者の割合が高くなっている。社会参加等支援においては、「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」の項目について2点該当者の割合が低いほかは、ほぼ全ての項目において過半数を超えており、「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応」「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」の項目において2点該当者の割

合が特に高くなっている。

(B区分)

生活動作等支援においては、「金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援」の項目において5割程度の人が2点該当者であるほかは、2点該当者の割合は低くなっている。また、「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」「屋内及び屋外での移動の介助」「排せつ行為に関する支援」の項目において0点該当者の割合が高くなっている。社会参加等支援においては、「代筆、電話の仲立ち等の支援」「就職先の選定及び就職先との調整に関する支援」の項目において、2点該当者の割合が高く、「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」の項目においては、0点該当者の割合が高い。

⑧ 知的障害者授産施設（通所）

(A区分)

生活動作等支援においては、「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」「排せつ行為に関する支援」の項目において2点該当者の割合が3割以下と低く、0点該当者の割合が5割以上を示している。「医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援」「金銭管理に関する支援」の項目においては、2点該当者の割合が高くなっている。社会参加等支援においては、「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」の項目を除いて、全ての項目について2点該当者の割合が5割以上であり、「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」の項目において特に高くなっている。

(B区分)

生活動作等支援においては、A区分と同様の傾向を示しており、「食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援」「排せつ行為に関する支援」の項目においては0点該当者の割合が8割以上である。社会参加等支援においては、「作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援」「就職先の選定及び就職先との調整に関する支援」の項目において2点該当者の割合が比較的高い一方、「睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応」「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」の項目において0点該当者の割合が過半数を超えている。

⑨ 知的障害者通勤寮

(A区分)

生活動作等支援においては、全ての項目で2点該当者が過半数を超えている

一方、「医療処置、受診等に係る援助」「医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援」「金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援」の項目については、0点該当者がほとんどいない。社会参加等支援においては、「睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応」「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」「退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援」の項目については、ほとんどが2点該当者である一方で、「日常生活における不安、悩み等に関する相談援助」の項目で2点該当者の割合が低くなっている。

(B区分)

生活動作等支援においては、「金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援」の項目について2点該当者の割合が比較的高く、他の項目については、2点該当者の割合は3割程度である。社会参加等支援においては、「退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援」「在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援」について2点該当者の割合が過半数を超えている一方で、「各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援及び意思疎通の訓練」「自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応」について0点該当者の割合が高くなっている。

(参考3) 障害程度区分点数と重度施設入所者等との関係

(身体障害者更生施設)

- (1) 重度施設入所者と一般施設入所者を比較すると、重度施設入所者に障害程度区分点数の高い者が比較的多いが、重度施設入所者でも、過半数は14点以下と点数の低い者によって占められている。
- (2) 身体障害者障害程度等級（以下、「等級」と略記）1級該当者のうち、42.1%は、9点以下という低い点数の者となっており、また、C区分該当者の42.3%は、等級1級該当者となっている。
- (3) 障害程度区分点数と等級との相関はみられない。(相関係数0.088)

(身体障害者授産施設（入所）)

- (1) 重度施設入所者と一般施設入所者では、障害程度区分点数分布の差はほとんどない。
- (2) 等級1級該当者のうち、約5割は9点以下という低い点数の者で占められており、等級1級及び2級該当者の割合では、B区分（60.1%）よりもC区分（67.7%）の方が多い。
- (3) 障害程度区分点数と等級との相関はない。(相関係数0.074)

(知的障害者更生施設 (入所))

(1) 重度棟入所者 (療育手帳A判定) の障害程度区分点数の平均は、28点であり、それ以外 (療育手帳B判定) の平均点数 (18点) を10点上回っている。また、C区分該当者の50.9%は、療育手帳A判定の者となっている。

(2) 療育手帳判定と障害程度区分点数には、弱い相関がみられる。(相関係数0.349)

2 居宅支援に係る障害の程度による単価差の決定について

居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、従来より障害の状況に着目した単価差が設けられてきたところであり、支援費制度においても必要な見直しを行った上で以下のとおり障害の程度による単価差（支援費額の差）を設ける。

(1) 身体障害者短期入所及び身体障害者デイサービスの場合

現行と同様の取扱いとする。具体的には、次のとおり。

区分1：食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について
全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

区分2：食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について
一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

区分3：区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 知的障害者短期入所及び知的障害者デイサービスの場合

身体障害者に係る居宅支援との整合性をとり、3区分の単価差を設定する。

具体的には、

○ 食事、排せつ、入浴、移動に係る日常生活動作について、どの程度の支援が必要か、

○ どのような行動障害があり、どの程度の頻度で対応を要するか、
に着目して適用すべき単価を決定する。

(3) 知的障害者地域生活援助の場合

従来どおり2つの単価を設定することとし、(2)の知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所と同様、日常生活動作への支援及び行動障害への対応の2つの観点により、適用すべき単価を決定する。

(4) 児童短期入所

身体障害児については(1)に、知的障害児については(2)に準じて、適用すべき単価を決定することとする

1. 身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、現行制度と同様、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動の3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

2. 知的障害者居宅支援

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

① 短期入所及びデイサービス

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

② 知的障害者地域生活援助

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分2	区分1に該当しない程度

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片づけについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片づけについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

3. 児童短期入所（身体障害児）

（1）障害の程度による単価の区分

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

（2）日常生活動作についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

（3）留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の児童は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動の3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

4. 児童短期入所（知的障害児）

（1）障害の程度による単価の区分

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

（2）日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片づけについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片づけについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為